

わかやまリノベーションまちづくり構想検討委員会の運営について（案）

1 委員会の公開について

(1) 委員会の公開

委員会は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が適当でないとき認めるときは、この限りではない。

(2) 委員会の公開方法

委員会の公開は、委員会の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

(3) 傍聴の定員

傍聴者の定員は、公正かつ円滑な会議に支障が出ない範囲において、会議場のスペースに応じて、委員長が定めるものとする。

(4) 傍聴の手続

傍聴を希望する者は、事前に事務局に申込みを行うものとする。傍聴の申込みを行った者は、事務局の確認を受け、委員長の許可を得た上で入場できるものとする。

(5) 傍聴遵守事項の周知

事務局は、傍聴者に対して会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めて傍聴者に周知し、会議の秩序の維持に努めなければならない。

遵守事項

- ① 傍聴席では、意見表明や拍手など議事の妨げとなる行為をしないこと。
- ② ビラ、プラカード、はち巻、たすき等を持ち込まないこと。
- ③ 許可なく、委員会の模様を撮影し、録音しないこと。
- ④ その他委員会の秩序を乱し、委員会の妨げとなる行為をしないこと。
- ⑤ 委員長及び事務局係員の指示に従うこと。

(6) 傍聴者の退場

委員長が部分的に委員会を公開すべきでないとき及び傍聴者が遵守事項に違反したときには、傍聴者を退場させるものとする。

2 会議録について

(1) 事務局は、委員会を開催した都度、会議録を作成するものとする。

(2) 会議録の記載事項会議録の記載事項のうち、会議経過については、発言者の氏名を記載する。事務局等の職員については、職名を記載する。

(3) 会議録の確認事務局は、作成した会議録を各委員に送付し、確認を受ける。

(4) 会議録は、これを公開し、市ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ① 会議録に記載された情報が、和歌山市情報公開条例（平成5年12月21日条例第33号）第7条各号に掲げる情報に関するものである場合

- ② 会議録を公開することにより、その後の会議における公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合

(参考)

和歌山市情報公開条例（平成 5 年 12 月 21 日条例第 33 号）抜粋

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項第 2 条第 4 項に規定する特定独立行政法人行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつては、当該部分を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの（人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、許可、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、入札、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 法令又は条例の規定により、公にすることができない情報